

全国がん登録規程集

がん登録等の推進に関する法律の概要

全国がん登録届出票

全国がん登録千葉県がん情報管理要領

千葉県全国がん登録診療所指定要領

がん情報の提供に関する千葉県事務処理要綱

届出対象医療機関（病院及び指定診療所）

がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

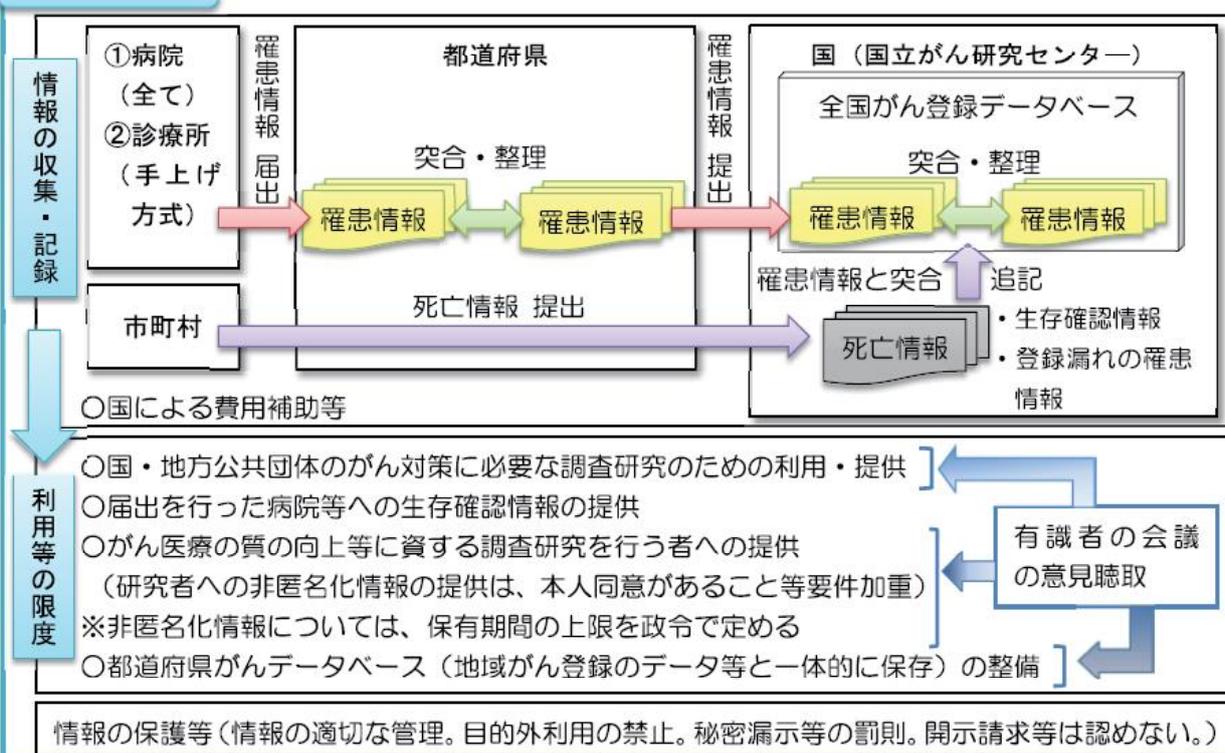
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

全国がん登録届出票

見本 電子届出票 全国がん登録届出票

チェックすると入力できるようになります

全国がん登録届出票①

①病院等の名称		13009_東京都_病院			
②診療録番号		1 2 3 4 5 (全半角16文字)			
③カナ氏名		シ	コクリツ (全角カナ10文字)	メイ	タロウ (全角カナ10文字)
④氏名		氏	国立 (全角10文字)	名	太郎 (全角10文字)
⑤性別		<input checked="" type="checkbox"/> 1.男性 <input type="checkbox"/> 2.女性			
⑥生年月日		<input checked="" type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 1.明 <input type="checkbox"/> 2.大 <input type="checkbox"/> 3.昭 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 [] 年 [] 月 [] 日			
⑦診断時住所		都道府県選択: 東京都 (全半角40文字) 市区町村以下: 中央区築地			
腫瘍の種類	⑧側性	<input type="checkbox"/> 1.右 <input type="checkbox"/> 2.左 <input type="checkbox"/> 3.両側 <input checked="" type="checkbox"/> 7.側性なし <input type="checkbox"/> 9.不明			
	⑨原発部位	大分類	脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系		
	⑩病理診断	組織型・性状	大脳	C71.0	9121/0
診断情報	⑪診断施設	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設診断 <input type="checkbox"/> 2.他施設診断			
	⑫治療施設	<input type="checkbox"/> 1.自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で初回治療を開始 <input type="checkbox"/> 3.他施設で初回治療を開始後に、自施設を受診して初回治療を継続 <input type="checkbox"/> 4.他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診 <input type="checkbox"/> 8.その他			
	⑬診断根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 1.原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2.転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3.細胞診 <input type="checkbox"/> 4.部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5.臨床検査 <input type="checkbox"/> 6.臨床診断 <input type="checkbox"/> 9.不明			
	⑭診断日	<input checked="" type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 [] 年 [] 月 [] 日			
	⑮発見経緯	<input checked="" type="checkbox"/> 1.がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3.他疾患の経過観察中の偶然発見 <input type="checkbox"/> 4.創検発見 <input type="checkbox"/> 8.その他 <input type="checkbox"/> 9.不明			
	⑯進展度・治療前	<input checked="" type="checkbox"/> 400.上皮内 <input type="checkbox"/> 410.限局 <input type="checkbox"/> 420.領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430.隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440.遠隔転移 <input type="checkbox"/> 777.該当せず <input type="checkbox"/> 499.不明			
⑯進展度・術後病理学的	<input checked="" type="checkbox"/> 400.上皮内 <input type="checkbox"/> 410.限局 <input type="checkbox"/> 420.領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430.隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440.遠隔転移 <input type="checkbox"/> 660.手術なし・術前治療後 <input type="checkbox"/> 777.該当せず <input type="checkbox"/> 499.不明				
初回治療	⑰外科的	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明			
	⑱鏡視下	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明			
	⑲内視鏡的	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明			
	⑳観血的治療の総論	<input checked="" type="checkbox"/> 1.腫瘍遺残なし <input type="checkbox"/> 4.腫瘍遺残あり <input type="checkbox"/> 6.観血的治療なし <input type="checkbox"/> 9.不明			
	㉑放射線療法	<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明			
	㉒化学療法	<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明			
	㉓内分泌療法	<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明			
㉔その他治療	<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input checked="" type="checkbox"/> 9.施行の有無不明				
㉕死亡日		<input type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 [] 年 [] 月 [] 日			
備考		(全半角128文字)			

※引用：厚生労働省・国立研究開発法人国立がん研究センター「全国がん登録届出マニュアル2022」

全国がん登録千葉県がん情報管理要領

(目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）に基づき、全国がん登録事業を実施するに当たり、全国がん登録千葉県がん情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「全国がん登録千葉県がん情報」とは、法第25条第2項に規定する都道府県がん情報等及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載された情報のうち、千葉県がん登録室で保有される情報をいう。

2 この要領において「全国がん登録事業」とは、法に基づき実施する全国がん登録事業をいう。

3 この要領において「千葉県がん登録室」とは、全国がん登録事業を実施する千葉県の組織又は法第24条第1項の規定により、委任を受けた組織及びその物理的スペースをいう。

(総括責任者)

第3条 法第25条第2項の規定により、全国がん登録千葉県がん情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じる総括責任者を置く。

2 総括責任者は、千葉県知事とする。

(登録室責任者)

第4条 千葉県がん登録室（以下「登録室」という。）の職員のうち、登録室内の業務及び安全管理措置に係る業務手順書の整備や、業務品質の維持・管理に責任を負い、全国がん登録事業を遂行する登録室責任者を置く。

2 登録室責任者は、登録室が置かれる組織の長が登録室責任者推薦書（第1号様式）により推薦し、当該推薦が適当と認められる場合、総括責任者が登録室責任者指定書（第2号様式）により指定する。

3 登録室責任者に事故のあるとき、又は責任者が欠けたときは、作業責任者がその職務を代理する。

(作業責任者)

第5条 登録室職員のうち、業務手順書に定められた手続に従って、登録室責任者の管理の下、作業内容を日常的に実施し、管理することを責務とする作業責任者を置く。

2 作業責任者は、登録室責任者が作業責任者指定書（第3号様式）により指定する。

3 作業責任者に事故のあるとき、又は責任者が欠けたときは、作業担当者の中から、あらかじめ登録室責任者が定めた担当者がその職務を代理する。

(作業担当者)

第6条 登録室職員のうち、業務手順書に定められた手続に従って、作業責任者の管理の下、作業内容を実施する作業担当者を置く。

2 作業担当者は、登録室責任者が作業担当者指定書（第4号様式）により指定する。

(全国がん登録事業従事者の義務)

第7条 全国がん登録事業に従事する登録室責任者、作業責任者、作業担当者（以下「全国がん登録事業従事者」という。）は、法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項の規定により、全国がん登録千葉県がん情報に関するがんの罹患等の秘密その他のその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 全国がん登録事業従事者は、秘密遵守に係る誓約書（第5号様式）を総括責任者に提出する。

(患者等への接触禁止)

第8条 全国がん登録事業従事者は、全国がん登録事業に関して、患者及びその家族と接触してはならない。

(情報収集)

第9条 登録室が収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項の規定により、全国がん登録事業を実施するために、法令に定められた範囲とする。

- 2 全国がん登録事業従事者は、病院又は法第6条第2項の規定により指定された診療所（以下「病院等」という。）に法第6条第1項に規定する届出対象情報に係る書類（以下「登録票類」という。）について、別に定める方法により提出を求める。
- 3 全国がん登録事業従事者は、登録票類の提出に係る依頼文その他郵便物等の発出の都度、郵便物等送付簿（第6号様式）に記載する。
- 4 全国がん登録事業従事者は、登録票類の受領の都度、登録票類管理簿（第7号様式）に記載し、その他郵便物等の受領の都度、郵便物等受領簿（第8号様式）に記載する。

（登録票類の管理）

第10条 全国がん登録事業従事者は、登録票類について、次のとおり管理する。

- （1）紙媒体の登録票類は、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、随時点検を行うとともに、不要となった時点で直ちに裁断又は焼却する。
 - （2）登録票類の保管及び廃棄に当たっては、登録票類管理簿（第7号様式）に記載する。
- 2 全国がん登録事業従事者は、全国がん登録事業に係るシステム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等（以下「手順書等」という。）を施錠したキャビネットに保管する。保管及び廃棄に当たっては、手順書等管理簿（第9号様式）に記載する。

（登録票類に関する病院等への照会）

- 第11条 全国がん登録事業従事者が、全国がん登録事業を実施するに当たり、登録票類を提出した病院等（以下「届出病院等」という。）への問合せが必要な場合は、届出病院等の医師又は全国がん登録事業担当者（以下「届出医等」という。）に対し、原則として、文書により照会する。電話により照会する場合は、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行う。
- 2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に対し照会する。
 - 3 届出病院等への照会その他問合せ等の記録は、外部問合せ記録簿（第10号様式）に記載する。

（登録室の入室及び退室の管理）

- 第12条 全国がん登録事業従事者の登録室への入退室の管理は、入退室記録簿兼キーボックス解錠等記録簿（第11号様式）により行う。
- 2 全国がん登録事業従事者は、作業を行わないとき、登録室の入口及び窓を施錠しておく。
 - 3 全国がん登録事業従事者以外の者（以下「外来者」という。）の登録室への立入りを原則として禁止する。
 - 4 外来者が登録室に立ち入る場合、全国がん登録事業従事者は、外来者入退室記録簿（第12号様式）に記載し、外来者の入室に係る誓約書（第13号様式）の提出を求め、全国がん登録事業従事者の立会いの下、立ち入らせる。
 - 5 登録室を最後に退出する全国がん登録事業従事者は、全国がん登録事業に係る資料を全てキャビネットに保管し、施錠の上、登録室の入口及び窓を施錠し、確認等の措置を講ずる。

（電子計算機の操作）

第13条 全国がん登録事業従事者は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録事業に係るシステムを備えた電子計算機の操作を行う。

（その他）

第14条 この要領に定めるものの他、全国がん登録千葉県がん情報の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月3日から施行する。

千葉県全国がん登録診療所指定要領

1 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による診療所の指定等の手続等について定めることを目的とする。

2 対象施設について

対象となる施設は、原発性がんについて初回の診断を行っており、かつ、法第6条第1項の届出対象情報の届出を行うことが可能な診療所とする。

3 指定申請方法について

指定を受けようとする診療所の開設者は、法第6条第1項の規定による届出を開始しようとする年の前年の10月末日までに「全国がん登録における指定申請書（様式1）」により申請する。

ただし、届出を開始しようとする年が平成28年である場合は、平成27年11月末日までに申請を行うものとする。

4 指定について

(1) 知事は、3による申請を受理した場合には、法第6条第2項の規定による診療所の指定を行い、「全国がん登録における指定通知書（様式2）」を発行する。

ただし、指定は各年1月1日付けで行うこととし、年途中には行わない。

(2) 指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所（以下「指定診療所」という。）の指定の辞退又は知事による指定の取消しが行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

5 指定診療所の辞退について

指定診療所が、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式3）」を提出する。

6 指定の取消し

知事は、指定診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき又は指定診療所が同項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

附則 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

がん情報の提供に関する千葉県事務処理要綱

(目的)

第 1 条 がん情報の提供に関する千葉県事務処理要綱（以下「本要綱」という。）は、全国がん登録において千葉県知事が行う、都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報並びに千葉県がん登録事業における千葉県がん情報及び匿名化が行われた千葉県がん情報の提供に関する事務処理の明確化及び標準化を行い、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（平成 30 年 3 月 厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター。以下、「提供マニュアル」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一 法、政令、省令

本要綱において「法」とは、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）をいい、「政令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号）をいい、「省令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号）をいう。

二 全国がん登録情報（法第 2 条第 7 項）

本要綱において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された登録情報（法第 5 条第 1 項）をいう。

三 都道府県がん情報（法第 2 条第 8 項）

本要綱において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、千葉県が初回の診断が行われた都道府県であると記録されたがんに係る情報及び千葉県の区域内の病院等から届け出られたがんに係る情報をいう。

四 千葉県がん情報

本要綱において「千葉県がん情報」とは、千葉県がん登録事業において登録された平成 27 年までのがんに係る情報をいう。

五 匿名化（法第 2 条第 9 号）

本要綱において「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工することをいう。

六 特定匿名化情報（法第 2 条第 10 号）

本要綱において「特定匿名化情報」とは、匿名化が行われた全国がん登録情報（法第 15 条第 1 項）と、匿名化が行われた後に全国がん登録データベースに記録された情報（法第 21 条第 5 項及び第 6 項）をいう。

七 情報

本要綱において「情報」とは、全国がん登録情報及びその匿名化が行われた情報、都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報、並びに千葉県がん情報及びその匿名化が行われた情報の総称をいう。なお、「匿名化が行われた情報」には、特定匿名化情報だけではなく、特定匿名化情報として全国がん登録データベースに記録されていないものの、提供依頼申出者から提供を求められたため、匿名化を行い提供する情報も含まれる。

八 提供依頼申出者

本要綱において「提供依頼申出者」とは、情報の提供を求める者（法第 17 条から第 21 条まで）をいう。

九 利用者

本要綱において「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。

十 定義情報等

本要綱において「定義情報等」とは、情報がどのような内容であるか示すものをいう。例えば、データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等を結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報、電子計算機処理に必要な情報のことをいう。

十一 審議会

本要綱において「審議会」とは、千葉県知事が意見を聴く「千葉県がん対策審議会」（千葉県行政組織条例昭和 32 年 9 月 10 日条例第 31 号）をいう。

十二 電子計算機

本要綱において「電子計算機」とは、情報等を取り扱うコンピュータ等及び附属機器のことをいう。

(運用体制)

第 3 条 千葉県健康福祉部健康づくり支援課（以下「健康づくり支援課」という。）及び千葉県がん登録室（以下「がん登録室」という。）は、都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報並びに千葉県がん情報及び匿名化が行われた千葉県がん情報の提供に関して、次の各号に掲げる業務を相互に協力して行うものとする。

- 一 情報及び定義情報等の保管、整備
 - 二 事前相談への対応
 - 三 提供依頼申出者からの申出文書の受付
 - 四 千葉県がん対策審議会の庶務
 - 五 審査結果の通知
 - 六 利用者による電子媒体及び返信送料の収受に係る事務
 - 七 情報及び定義情報等の提供
 - 八 調査研究成果の公表前確認
 - 九 情報の利用期間終了後の処置の確認
 - 十 利用者による利用実績の報告に係る事務
 - 十一 提供状況の厚生労働大臣への報告
- 2 健康づくり支援課及びがん登録室は、本要綱、提供マニュアル別添「全国がん登録 情報の提供の審査の方向性」（以下「審査の方向性」という。）に基づき、情報の提供に係る業務を行うものとする。
- 3 健康づくり支援課及びがん登録室は、情報の保護等について、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」（平成 30 年 3 月 13 日付け健発 0313 第 1 号厚生労働省健康局長通知別添。以下「安全管理措置マニュアル」という。）に基づき、業務を行うものとする。
- 4 健康づくり支援課は、情報の提供の申出について、当該情報を利用するに当たっての遵守事項を記載した、本要綱の別添「情報の提供の利用規約」を策定する。
- 5 健康づくり支援課は、提供依頼申出者の申出の円滑化及び審議会による提供の審議の透明性等を確保する観点から、策定した要綱等を、インターネット等を通じて対外的に明らかにするものとするとともに、定義情報等の整備に取り組むものとする。

(情報及び定義情報等)

第4条 がん登録室は、情報の提供の用に資するための電子化された情報を、定義情報等とともに適正に保管するものとする。また、健康づくり支援課及びがん登録室は、提供依頼申出者からの情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、定義情報等の整備を行うとともに、情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握し、情報の管理リスト(様式第1号)の作成を行うものとする。なお、当該リストの更新は年1回以上実施するものとする。

(事前相談)

第5条 健康づくり支援課及びがん登録室は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡・相談等に応じて、法の趣旨や提供を申し出ることができる者、審議会による審査の要否及び審査の方向性、利用の制限(秘密保持義務、利用期間、提供可能な情報)、安全管理義務等並びに手続等における不明な点について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行う。また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り事前に相談を行うとともに、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うものとする。

(提供依頼申出者からの申出文書の受付及び形式の点検)

第6条 提供依頼申出者が、提供を求める情報の種類に応じて提出する、千葉県知事宛ての文書(以下「申出文書」という。)及び添付する様式は次の各号のとおりとする。

- 一 様式第2-1号 情報の提供(病院等への提供を除く)に係る申出文書
 - 二 様式第2-2号 病院等の管理者からの提供に係る申出文書
 - 三 様式第2-3号 申出文書に添付する利用者に係る誓約書
 - 四 様式第3-1号 国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究であることを証明する書類
 - 五 様式第3-2号 同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請書
 - 六 様式第4-1号 申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書
 - 七 様式第4-2号 申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書：調査研究の一部委託
- 2 健康づくり支援課は、提供依頼申出者が提供する申出文書を受領し、様式第5-1号を用いて形式の点検を行うものとする。

(申出文書に基づく審査)

第7条 健康づくり支援課は、都道府県がん情報又は都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について、及び、匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、審議会の意見を聴く。ただし、千葉県がん情報及び匿名化が行われた千葉県がん情報に該当する申出の場合は、必要に応じて審議会に意見を聴くものとし、これを義務づけない。

2 健康づくり支援課は、前項の審議会による審査の統一性の確保に資するために、「審査の方向性」を参考とした審査報告書様式(様式第5-2号)を策定するものとする。

(審査結果の通知)

第8条 健康づくり支援課は、審議会の開催後又は申請内容の審査後、速やかに、提供依頼申出者に対して、当該申出に対する審査結果に応じて、次の各号に掲げる通知を行う。

- 一 申出が応諾された場合は、提供依頼申出者に対して、千葉県知事の応諾通知書(様式第6-1号又は様式第6-3号)を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合には、